

小浜市告示第40号

令和 8 年度 市・県民税 納税通知書 の送達について

地方税法第20条の2及び小浜市市税条例(昭和26年小浜市条例第17号)第18条の規定により送達すべき令和 8 年度 市・県民税 納税通知書 について、その送達を受けるべき者の住所、居所等が明らかでないので、下記のとおり公示送達する。

なお、当該書類は、送達の効力発生後においても、当該書類に係る小浜市の徴収金又は還付金が完納等又は、還付、時効等により消滅するまでの間は、本職が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するので、該当者は税務課に申し出てください。

上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年7月9日

小浜市長 杉本 和範



記

1. 送達を受けるべきものの氏名等

1 VO THI MINH TRANG	平15.11.15 生
2 MAI NGOC GIA BINH	平15.10.04 生
3 BUI NGUYEN SONG TUYEN	平15.02.27 生
4 LE THI THUY NGAN	平15.07.29 生
5 MAPA KCLYN JOY VALENCIA	平11.10.10 生
6 NGUYEN THI NGA	昭62.02.05 生

2. 書類の保管期限等

徴収金が完納により消滅するまでの期間保管しているので、いつでも送達を受けるべき者に交付しますから、該当者は小浜市役所税務課に申し出てください。

3. 送達すべき書類の名称

令和 8 年度 市・県民税 納税通知書